業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を３で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、経済センサス活動調査規則によつて公表された令和２年における製造品出荷額並びに経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年及び令和４年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口とする。以下この表において同じ。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

$b \geqq 0$ のとき $B = -0.06 \times b + 0.1$

$b < 0$ のとき $B = -0.12 \times b + 0.1$

算式Ⅱの符号

b　令和３年から令和５年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数の合計数を当該都道府県の住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

$C = c \div 0.04087$

算式Ⅲの符号

c　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

$D = d \div 0.115$